

神奈川県青少年保護育成条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 第1章～第6章 【略】 第7章 雑則 (第51条・第52条) 第8章 罰則 (第53条～第55条) 附則</p> <p>【削除】</p> <p>(委任) 第52条 【略】 第8章 罰則</p> <p>(罰則) 第53条 【略】 (両罰規定)</p> <p>第54条 【略】 (適用除外)</p> <p>第55条 【略】</p>	<p>目次 第1章～第6章 【略】 第7章 雑則 (第51条～第53条) 第8章 罰則 (第54条～第56条) 附則</p> <p>(決定による指定の取消し又は変更の告示)</p> <p><u>第52条 知事は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第47条第3項の規定により、第9条第1項、第10条第1項、第15条第1項又は第27条第1項の規定による指定を取り消し、又は変更したときは直ちにその旨を告示しなければならない。</u></p> <p>(委任) 第53条 【略】 第8章 罰則</p> <p>(罰則) 第54条 【略】 (両罰規定)</p> <p>第55条 【略】 (適用除外)</p> <p>第56条 【略】</p>